

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、丸亀市綾歌町土地改良区が土地改良事業（農地耕作条件改善事業（区画整理事業）小津森地区）を行うことについて令和6年7月12日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業生活部農林水産課において令和6年7月26日から同年8月15日まで縦覧に供する。

令和6年7月23日

香川県知事 池 田 豊 人